

令和 4 年

亀山市教育委員会 6 月定例会会議録

亀山市教育委員会 6 月定例会会議録

1. 日 時

令和4年6月27日（月）午後1時30分開会

2. 場 所

亀山市役所本庁舎3階 理事者控室

3. 出席委員

教育長	服 部 裕
1 番委員	宮 村 由 久
2 番委員	宮 西 寛
3 番委員	吉 岡 洋 子
4 番委員	若 林 喜美代

4. 欠席委員

なし

5. 議事参与者

教育部長	亀 山 隆
教育総務課長（以下総務課長という。）	岡 安 賢 二
参事（兼）学校教育課長（以下参事学課長という。）	宇 野 勉
参事（兼）生涯学習課長（以下参事生課長という。）	桜 井 伸 仁
図書館長	井 上 香代子
副参事（図書館整備担当）（以下図書副参事という。）	小 坂 博 文
学校教育課主幹兼学事教職員グループリーダー（以下学事GLという）	松 尾 信 子
学校教育課主幹兼教育支援グループリーダー（以下教支GLという）	前 田 亜 弓
学校教育課主幹兼教育研究グループリーダー（以下教研GLという）	武 居 政 敏
生涯学習課主幹（兼）社会教育グループリーダー（以下生社GLという。）	高 重 京 子
教育総務課主幹（兼）保健給食グループリーダー（以下保給GLという。）	渡 邊 尚 也
教育総務課主任主査（兼）教育総務グループリーダー（書記）（以下総務GLという。）	中 野 貴 晶
教育総務課教育総務グループ主任主査	早 川 美 紀

6. 会議録署名者指名

1 番委員（ 宮 村 由 久 委員 ）

2 番委員（ 宮 西 寛 委員 ）

7. 会議録の承認

5 月定例会

8. 教育長報告

教育長 （令和 4 年 6 月定例会教育長報告に基づき報告）

教育部長 （6 月市議会における答弁内容説明）
（質問はなく、教育長報告を終わる。）

9. 請願

教育長 請願第 2 号「生徒に強制入部を行わないことの確認を求める請願書」について事務局より説明を求める。

教育部長 「生徒に強制入部を行わないことの確認を求める請願書」であります。みえ教育ネットワーク教職員ユニオン委員長大原敦子より、令和 4 年 5 月 16 日付けで提出された請願書について、亀山市教育委員会規則第 10 条第 1 項の規定に基づき、委員会の採否を求めるものです。総務 G L より朗読します。

総務 G L （朗読）

若林委員 資料には現在、任意入部とあるが、その確認は学校に取れているのか。

参事学課長 中学校の入学時、生徒に対して部活動について丁寧に説明を行っています。入部についての強制はないと聞いています。

若林委員 一般的に友達と関わることについては、教育課程内だけではなく、クラブ活動といった教育課程外でも異学年との繋がりや仲間づくり、厳しさを乗り越えていくという人間形成の面で有意義であると感じている。一方で強制的に入部させるということはやはり人権的にいかがかと思う。小規模の中学校では自分の入りたい部活動が無く、学校外のクラブに属することも考えられる中で、その辺りの丁寧な説明がなされており、また今尚、強制入部がな

されていないことが確認されており、今後もこの状態が続いていくという認識でいいか。

参事学課長 学習指導要領にあるように、生徒の自主的、自発的な参加により行われるという部分では、今後もこの状況を続けていかなければならないと考えています。

若林委員 では、請願にある確認を行わなくても、市内の中学校では今の形式が継続されていくという認識でいいのか。例えば、学校長が替わるとこの形式も変わる可能性があるという心配があるのか。

参事学課長 学校のやり方としては、校長が替わっても変わらないと考えています。

教育長 事務局として、人が替わっても変わるべきではないと考えているということか。代わる

参事学課長 そのとおりです。

宮村委員 実態として、亀山市の中学校では任意入部とのことだが、クラブに入らない生徒もいるのか。

教研G L 令和3年度の入部率の実績として、亀山中学校で91.2%、中部中学校で85.7%、関中学校で81.9%、全体で87.9%になっています。過去何年間か見ましても、おおよそ85%前後で推移しています。

宮村委員 どの部にも属さない生徒がいる旨理解した。これらの生徒は、校外のクラブ活動等に属しているということか。

教研G L 校外で何かのクラブに属しているかどうか把握できていませんが、文化部運動部含めて学校の部活動には加入していないという現状です。

教育長 スポーツの多様化により、中学校に希望する部活動がなければ、例えばゴルフに打ち込んだり、飛び込み競技をしたりして、必ずしも帰宅部とは限らない。

若林委員 保護者はどのように考えているのか。データ等あるか。例えば、部活動もせず早く家に帰ってきてゲームばかりして困っている等の相談とかあるのか。このような例を含めて帰宅部の問題等はあるのか。

教研G L 帰宅部に関する問題点について、教育委員会で把握したものはここ数年間ではありません。

吉岡委員 ある中学生について、以前部活動をやっており、中学2年生で

やめて帰宅部となった。資料を見ると、校外活動部の考え方等、菰野町や四日市市といった市町によって見解が違うことが分かるが、亀山市の場合、内申として部活動を何年か続けたとか部活動に入部していた子はそのことが書かれる一方、何もしていない子や校外活動をしている生徒については何か賞をとらないと明記されないとか、そのような差が出ないことを願う。

宮西委員 市内中学校で兼部をしたい生徒はいないのか。例えば文化部に属しているが、サッカー部にも入りたいとか。

参事学課長 兼部についての状況は把握していません。必要に応じて調べます。校外活動と部活動を両方とも行っている生徒はいると聞いています。

宮西委員 スポーツ部と文化部と両方入るのは難しいのか。一人一部という形になっているのか。

参事学課長 おそらくそのような対応になっているかと思いますが、調べさせていただきます。

宮西委員 特に資料等は求めない。確認に留めておく。

宮村委員 内申書に部活動の事を書くか書かないか分からないし、どのように書くのか分からないが、保護者の中にはそのような不安や懸念を持たれる方もあると思われる。任意と言いながらも強制のような心理的に部活動に入っていた方が良いのではないかという気持ち働くこともあるかと思う。もし、部活動の入部に関して内申に好影響を及ぼすということなら、心理的な強制になり兼ねないという懸念はあるが、その辺りはいかがか。

教研G L 高校入試についてどのような採点基準になるかという点は、県立高校、私立高校等の採点基準となり分かりかねます。ただ、学習指導要領に書く部分については、一般的には水泳や柔道等、中体連の参加種目であるものは、部活動に入っていなくても書くことが多いと聞いています。一方、今話題になっているスケートボード等についての状況は把握していません。

宮西委員 中体連のみか。中文連等はどうか。

教研G L 中体連のほか、吹奏楽連盟や合唱連盟等文化的なものも含まれます。中学校の組織としてあるものについては、記載すると聞いています。

教育長 学事G L 如何か。

学事G L
教育長 そのとおりと認識しています。
では、請願の主旨に戻るが、請願のとおり各学校長に対し確認を求めるか。請願を採択するかしないか意見を伺いたい。

宮村委員
総務G L
教育長 採択、不採択について理由は必要となるのか。
不採択の場合は、理由を付して通知することとなります。
採択になれば、請願のとおり中学校へ確認するということである。

宮村委員 実際に中学校へ確認を行うと、先ほど説明いただいたような回答になるということが現実であれば確認する必要はないと考える。請願者の参考資料にもあるとおり、亀山市は任意入部となっており、敢えて確認する必要もないのではないのか。

若林委員 宮村委員の意見に同意である。資料では、三重県は任意入部を徹底することについて意向を示したとあるが、亀山市では既に徹底されている、揺るがないということでもいいか、再度確認である。学校長にもやはり想いがあって、人が替わるとやはり学校の考えも変わってしまうこともあるのではないのか。

教育長 学校現場において、校長が替わって一人が制度を変えると言い出してもなかなか簡単には変わらないという状況があると考え。部活動の担当者の意見もあり、また部活動について話し合う場において校長が相当な説得理由を添えて説明しても、職員が納得するかどうかである。また、実際にはP T A等のご意見も聞きながら進めていくことになるため、校長が替わっても変わることはないと考え。

若林委員 理解した。宮村委員と同意見である。

吉岡委員 宮村委員と同意見である。

宮西委員 同意する。

教育長 実際、中学校入学説明会で最初に保護者や小学校6年生に説明があるのか。

学事G L
教育長 はい、あります。
では、請願第2号については採択しないということによいか。
委員全員 了承。
教育長 請願第2号については不採択とすることに決した。

10. 議事

教育長 議案第42号「専決処分した事件の承認について」を上程し、事務局の提案を求める。

専決第20号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（亀山東小学校）」

教育部長 専決処分した事件の承認についてであります。亀山市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき、委員会に報告し承認を求めるものです。詳細につきましては、参事学課長より説明します。

参事学課長 (資料に基づき説明)

(異議はなく、議案第42号は可決される)

教育長 議案第43号「亀山市青少年総合支援センター補導委員の委嘱について」を上程し、事務局の提案を求める。

教育部長 議案第43号「亀山市青少年総合支援センター補導委員の委嘱について」であります。提案理由としましては、亀山市青少年総合支援センター補導委員の任期が令和4年6月30日で満了となるため、亀山市青少年総合支援センター規則第4条第3項の規定に基づき、別紙名簿の者を令和4年7月1日付けで亀山市青少年総合支援センター補導委員に委嘱することについて、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、参事生課長より説明します。

参事生課長 (資料に基づき説明)

(異議はなく、議案第43号は可決される)

11. 協議事項

教育長 協議事項1「亀山市域の偉人マンガ制作活用検討委員会要綱(案)について」説明を求める。

(参事学課長詳細説明)

若林委員 前回定例会において、補正の関係で説明を受けた。何ら異議はないが、この偉人マンガについてはどのような方を取り上げるのか。

教育部長 偉人マンガについては、地域で足跡を残され後人の規範になる

方が対象となりますが、それだけでなく後世に語り継ぎたい方も対象にするというのが、B&G財団の方針となっています。亀山市としましては、地域にゆかりのある方として日本書紀や古事記にも登場するヤマトタケルとオトタチバナヒメの2人を題材として取り上げる予定をしています。児童生徒を中心として、西日本と東日本の境界域にあたるという地域性や歴史的な特性を理解し、市独自の歴史的風土の理解を深め、ふるさと亀山への誇りを高めるためにマンガを作成するものです。ヤマトタケルとオトタチバナヒメの2人については、神話の世界の人物とはなりますが、三重県や亀山の地名の由来にも大きく関わってくる部分と、小学校で現在使用されている地域の副読本にも記載がされており、これらを含めて一体的な学びを行い、読書活動へも繋がるものと考えています。

教育長 この案件については、亀山市議会における補正予算が成立しないと施行できない案件となるため、市議会での議決以降に教育委員会で議決を行う必要がある。スケジュールとしてはタイトであると聞いているが、手続き等はどのようになるのか。専決も行えるのか。

総務G L 教育委員会事務委任規則において専決について規定がされているため、その条件にあてはまれば専決は可能となります。

教育長 実際はどうか。

参事学課長 スケジュールの関係で、次回の定例会を待たずに事業を進める必要があるかと考えています。

教育長 次回の定例会は7月22日に予定されているが、その前に事業を進めたいということか。

教支G L スケジュール上、どうしてもその必要があると考えています。

教育長 例えば要綱に基づく、委員の委嘱等について教育委員会に諮る必要はないのか。要綱のみで問題ないか。

総務G L 委員の委嘱については、要綱に基づく委員となりますので、報告事項となります。

教育長 では、このような進め方になるかと考えるが、ご理解いただけるか。

委員全員 了承。

12. 報告事項

- 教育長 報告事項1「生徒指導について」説明を求める。
(参事学課長詳細説明)
- 若林委員 資料について、令和3年度の項目には交通事故は入っていなかったが、今回、問題行動の件数としてカウントした理由を教えてください。
- 教研GL 県教育委員会への報告に交通事故の件数を挙げており、その状況を含めて問題行動として挙げさせていただきました。
- 教育長 県の報告様式に変更があったのか。
- 教研GL 様式に変更ありません。亀山市独自に挙げさせていただきました。
(ほか質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項2「市内公立中学校における進路状況について」説明を求める。
(参事学課長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項3「亀山市青少年問題協議会委員の委嘱について」説明を求める。
(参事生課長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項4「亀山市青少年総合支援センター運営協議会委員の委嘱について」説明を求める。
(参事生課長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項5「亀山市放課後子どもプラン運営委員会委員の委嘱について」説明を求める。
(参事生課長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項6「亀山市立図書館整備推進委員会委員の委嘱につい

て」説明を求める。

(参事生課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項7「図書館利用状況について」説明を求める。

(図書館長詳細説明)

教育長 来館者数の減について、コロナ対策の緩和がなされたことが要因だと考えられるとの説明があったが、対策を緩和したのであれば来館者が増える気がするが、如何か。

図書館長 戸外ではマスクを着用しなくてもいい状況も増えてきており、外の公園等にはたくさん人が来ています。そのような状況から、図書館への来館及び来館者による図書の貸し出しには結びつかなかったということです。

教育長 コロナ対策の緩和が、来館者数が減った要因にずっと結び付くものなのか。

図書館長 土日や祝日の天候も恵まれた中で、皆様が外へ出られる選択肢として図書館を選んだ方が少なかったのではと考えています。

教育長 開館日数が昨年より少なかったことに加え、休暇期間が好天に恵まれたため、図書館以外への外出が多かったという認識でいいか。

図書館長 はい、そのとおりです。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項8「新図書館移転準備のための図書館の休館について」説明を求める。

(図書館長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項9「工事及び委託事業の発注状況について」説明を求める。

(参事学課長、参事生課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項10「教育委員会行事及び予定について」

(総務課長、参事学課長、参事生課長、図書館長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項 1 1 「後援事業について」資料確認。
(質問はなく、報告を終わる。)

1 3. その他

参事学課長：

- ・市内幼稚園・小学校・中学校における新型コロナウイルス感染症の感染状況について
- ・誘拐予告書き込みについて

総務課長：

- ・令和4年度市町村教育長・教育委員研究協議会について
- ・令和4年度三重県市町教育委員会教育委員等研修会について

1 4. 閉会

午後3時

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

1 番委員

2 番委員